高退協ニュース

No.217
２０１９年
3月5日

発　行
高知高退協
事　務　局

〒780-0850

高知県高等学校退職教職員協議会
高知市丸ノ内２丁目１～10
高知城ホール高教組気付
連絡先　TEL 088（822）6822
郵便振替口座〇一六五〇～二～一一八九三

高退協

新春初歩き・新春懇親会に参加して

林　博子

筆山駐車場登山口
さあ、出発

　毎年恒例の高退協と山の会合同初歩き・新春懇親会が1月8日に行われました。年末の冷え込みが嘘のようにまるで春の陽気を感じさせる暖かい日。高知城ホールに集合、筆山登山口で合流して16名で山歩きのスタートです。参加された方にはおなじみの皿ヶ峰～鷲尾山（往復7km程度）コース。街中の喧騒を忘れさせてくれる里山や市内が一望できる大パノラマが楽しめるコースですが、初心者の私には翌日少し筋肉痛が残る十分なトレーニングになりました。

浦戸方面を眺めながら

　登山口で記念撮影をしてから皿ヶ峰に向かって出発です。ここは墓地公園で、お墓を左右に見ながらおしゃべりしたり写真を撮ったりして歩くのは何とも不思議な気分です。お墓の道を整備しているおじさんや逆コースから歩いてきた人たちと道を譲りあってあいさつしながら行き違います。皿ヶ峰では眼前に広がる北山や浦戸湾方面を眺めながら、わが家の場所から道の駅頓挫や日赤移転の話まで話が弾みました。

皿ヶ峰　山頂

鷲尾山　山頂

　その後鷲尾山に向かう11名のグループはライオン岩を通り進みます。ちょっと古びた標識は道案内がいないと反対方向に行ってしまいそうです。土佐塾中・高から再び山道に入り最後の坂、「ちょい急坂」なのに息が上がりふうふうです。ああそれなのに…毎朝仕事前にトレーニングで走っているというトレイルランニングの青年は私たちの間を抜けてがんがん走りあがっていきます。鷲尾山頂上到着が予定時刻をかなり過ぎてしまい、帰りはそれぞれに道を急ぎます。皿ヶ峰からずっと高退協旗を担いで歩いた倉橋会長。道行く人たちはみな「なんて書いてあるの？」「何のグループですか？」と興味津々。かなり目立っていました。

　歩くのが遅かったのか景色を楽しみすぎたのか、三翠園に全員集合したのはお昼をずいぶん過ぎてから。乾杯の後暮らしや趣味や近況報告など話は尽きません。この一年を楽しく元気にスタートする一日となりました。

　今年は選挙イヤー！高退協パワーを発揮して憲法が生きる・暮らしに希望が持てる社会を実現したいですね!!

わきあいあいと　新春懇親会（三翠園）

第一回控訴審

ビキニ核被災国家賠償請求訴訟

橋元陽一

　1月22日午後1時15分、高松高等裁判所で控訴審が行われました。傍聴席は高知から14名と香川高退教6名、香川退教4名、香川原水協5名の参加とマスコミで埋まりました。

　控訴審では梶原弁護士が控訴理由の概略を口頭で陳述を行いました。30分足らずで終わり、隣の香川弁護士会館で記者会見が行われました。

　これで原告が提出した控訴状と控訴理由書、それに対する被告政府の答弁書に基づいて、裁判官が争点を確認していく手続きに入ります。

　原告の控訴理由は次の3点で構成されています。

1　事実誤認

　連続的不法行為の存在を推認させる間接事実として、①1954年12月末での調査打ち切り、②俊鵠丸調査を活用していない、③1986年3月山原健二郎議員が資料提出を求めたことへの政府の対応、④厚労省研究班は被災者に全く聞き取りもせずに、被ばくを過小評価する報告書を作成したことなどをあげて、連続的不法行為の存在を推認できると主張する。

2　連続的不法行為の認定について

①米国の見舞金の支払いで、ビキニ事件の保証はすべて解決済みとした日米両政府の政治決着は、以後の日本政府の行動を拘束し、被災事実を隠してきた。②その行為は2014年、アメリカ公文書館で資料が発見されるまで続いた。③このことは証拠として提出したNHK特集番組「水爆実験60年目の真実～ヒロシマが迫る埋もれた被ばく」の中で、当時の政府高官の証言内容などからも明白である。

3　採証法則違反について

　30数年に及ぶ聞き取り調査や俊鵠丸調査、乗組員の証言、NHK特集番組DVDなど政府が隠した事実を裏付ける証拠を提出している。にもかかわらず「本被ばくの事実を隠匿してきたという証拠は提出されていない」と高知地裁判決が主張することは、明らかな採証法則違反である。

ビキニ事件は終っていない。

高松高等裁判所へ入廷する原告団
2019年1月22日

　これに対し被告政府の答弁書では①「被控訴人が、控訴人らの核被災の資料を隠した不法行為」は認められない。②「被控訴人が、控訴人ら被災船員に対し、何らの援助もせず放置した不要行為」は認められない。③被控訴人の各行為は連続的不法行為とは認められないため、控訴人らの除籍期間は経過していないとする主張に理由がない。としています。

　控訴審での経過を注目していきます。原告側は高知地裁で証言が不十分であった点を補足して控訴審をたたかっていくことと、裁判の時間を短縮していくために、聞間元医師（労災申請で診断書を作成）と高橋博子研究員（広島大学平和研究所）、増本和馬元漁船員、山下正寿氏の承認申請を行いました。3月28日の電話会議で承認申請と、次の第2回控訴審の日程が確定します。

控訴審後の記者会見
香川弁護士会館にて
2019年1月22日

哀悼

坪井　幹之　さん
2019年1月19日逝去

吉本　定　さん
2019年2月17日逝去

謹んでご冥福をお祈り申し上げます。